

事務連絡
令和8年4月15日

都道府県畜産主務部局
都道府県動物愛護管理担当部局 } 御中

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

「新たな国家資格としての愛玩動物看護師のあり方に関する検討報告書（獣医療における中間とりまとめ（第2次）」の公表について

日頃より愛玩動物看護師制度の推進につきまして、御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、獣医事審議会免許部会・中央環境審議会動物愛護部会愛玩動物看護師小委員会（合同会合）において、「新たな国家資格としての愛玩動物看護師のあり方に関する検討報告書（獣医療における中間とりまとめ（第2次）」を別添のとおり公表いたしました。

つきましては、本報告書の内容について御了知いただき、貴管下の診療施設、養成所指定校等に周知いただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

なお、本報告書は、以下のホームページにも掲載しておりますので、適宜御活用ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/doubutsu_kango/report.html

【本件担当者】

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

担当：鴨川・芦田 TEL：03-3502-8111

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

担当：後藤・青木・池下 TEL：03-3581-3351

新たな国家資格としての愛玩動物看護師のあり方に関する検討報告書 (獣医療における中間とりまとめ (第2次))

別添 1

愛玩動物看護師の業務

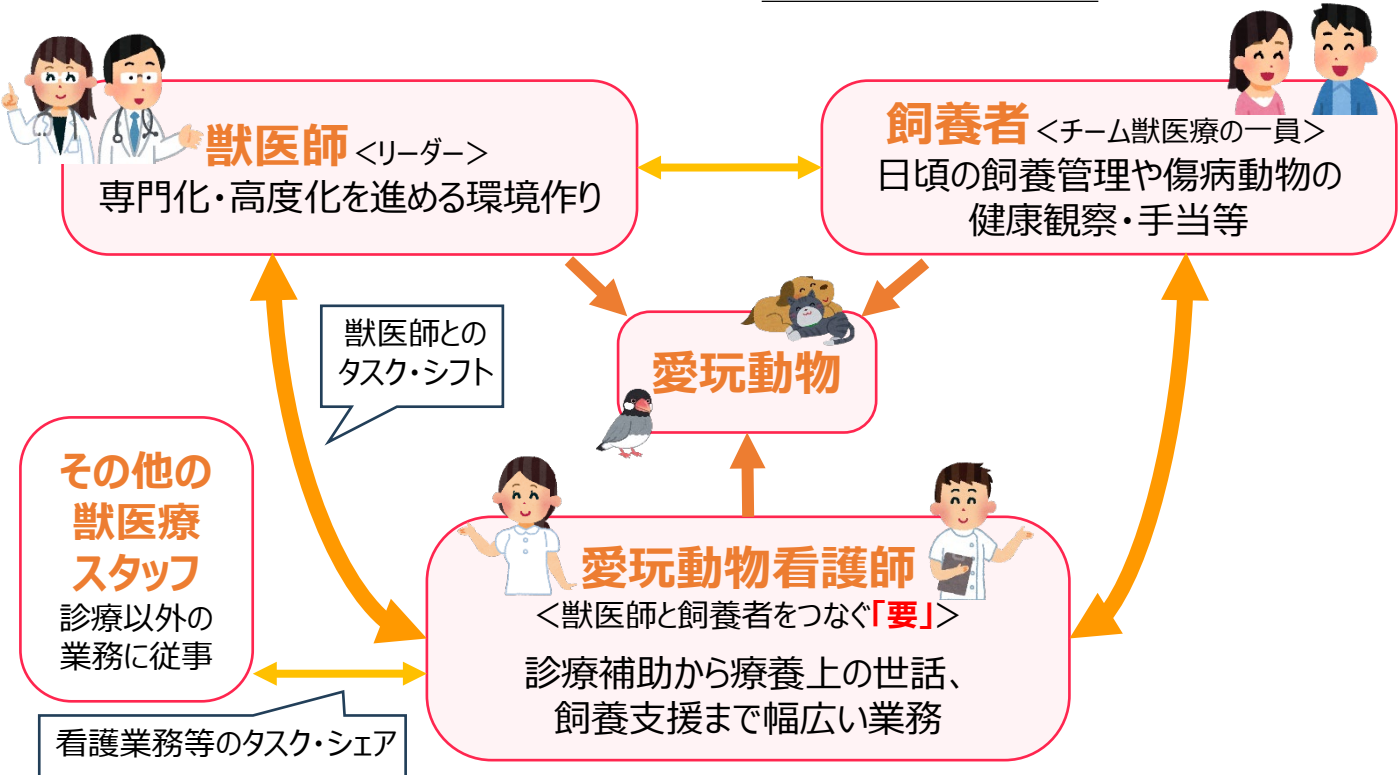


- 疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話、愛玩動物の看護
- 愛玩動物の診療の補助

- 診療の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為
- 獣医師の指示 (手段は問わないが具体的かつ個別に行う必要) の下に行う
- 診療の補助の範囲は、獣医師の指示内容の程度、愛玩動物看護師の持つ知識、経験、技術等によって決定

良質なチーム獣医療※提供体制の整備

※ チーム獣医療とは、獣医療従事者 (獣医師、愛玩動物看護師等) と飼養者が**対等な立場**で意見と情報を交換しながら、**愛玩動物の治療及び疾病予防を連携して行う**獣医療の形態



○ 良質なチーム獣医療提供体制整備のために必要なこと

動物看護実践

- ・ 院内マニュアル等の整備や動物看護記録の質の向上など、専門的な判断に基づく動物看護実践の継続性や一貫性の確保

飼養者との信頼関係構築

- ・ 愛玩動物や飼養者に寄り添いながら獣医師と飼養者をつなぐ
- ・ 獣医療へのアクセスが困難な飼養者への支援

生涯教育

- ・ 免許取得後も訓練や研修で技能・知識・資質向上に努める必要
- ・ 専門性の高い愛玩動物看護師の養成、専門認定制度の構築検討

普及啓発

- ・ 獣医師に対する愛玩動物看護師との連携に関する普及啓発

報告書本体はこちら



獣医事審議会免許部会・中央環境審議会動物愛護部会
愛玩動物看護師小委員会 (合同会合)



新たな国家資格としての愛玩動物看護師のあり方に関する検討報告書（獣医療における中間とりまとめ（第2次））

新たな国家資格としての愛玩動物看護師のあり方に関する検討報告書 （獣医療における中間とりまとめ（第2次））

令和8年4月

獣医事審議会免許部会・中央環境審議会動物愛護部会
愛玩動物看護師小委員会（合同会合）

（はじめに）

獣医事審議会免許部会・中央環境審議会動物愛護部会愛玩動物看護師小委員会（合同会合）では、令和5年7月21日に令和5年度第1回の合同会合を開催し、新たな国家資格としての愛玩動物看護師のあり方について、愛玩動物看護師の地位や自律性の向上を推進する観点から、愛玩動物診療での愛玩動物看護師の業務やチーム獣医療の推進における愛玩動物看護師の果たすべき役割等を検討課題として議論を開始した。

令和6年3月25日に開催された令和5年度第3回合同会合において、愛玩動物やその飼養者に寄り添った獣医療の提供という指向の中で、獣医師よりも愛玩動物や飼養者に密に接する愛玩動物看護師の役割は大きなものになっていることや、愛玩動物看護師が中心となって、飼養者の動物用医薬品や治療内容等への理解の深化を図り、チーム獣医療の一員として傷病動物の治療に正しく参加できるようにしていくことの必要性などを中間とりまとめとして取りまとめた。

その後、愛玩動物看護師と飼養者との信頼関係構築や愛玩動物看護師の生涯教育等について議論を継続し、令和8年3月24日の令和7年度第3回合同会合において、愛玩動物看護師が飼養者の治療への参加や治療方法の選択を補助していくことが飼養者の信頼や獣医療の安全の確保に重要であること、愛玩動物看護師の免許取得後の研修実施や体系的な生涯教育の必要性などを第2次中間とりまとめとして取りまとめた。

なお、愛玩動物看護師のあり方を検討する上では、獣医師やその他の獣医療スタッフ¹との連携や役割分担のあり方についても議論を行い、愛玩動物看護師のあり方を示す目的において必要な範囲で本報告書に取りまとめた。

1 背景

令和5年4月に新たな国家資格者である愛玩動物看護師が愛玩動物診療現場で業務を開始し、これまでの獣医師主体の獣医療現場が大きく変化していくことになった。

¹ 獣医師又は愛玩動物看護師の資格を有さず、愛玩動物診療現場で診療行為以外の業務に従事する者。

多くの診療施設が担う一次診療においては、幅広い疾患に対し、標準的な治療方針に基づく対応が行われており、その円滑かつ適切な実施に当たっては、愛玩動物看護師が知識及び技術を十分に発揮することが期待される。さらに今後、愛玩動物看護師と獣医師との間でタスク・シェアなどが進めば、獣医師によるより専門的で高度な獣医療が提供されていくことが期待される一方で、獣医療の高度化に伴う業務の複雑化と増大による獣医療現場の疲弊も懸念されている。また、質が高く、安全で信頼できる獣医療サービスを求める愛玩動物の飼養者のニーズに応じていく必要があり、チーム獣医療の普及は愛玩動物分野の獣医療のあり方を大きく変えていくものとなる。

2 愛玩動物看護師の業務と責務について

(1) 愛玩動物看護師の地位

愛玩動物看護師法（令和元年法律 50 号）第 2 条第 2 項で、愛玩動物看護師を、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者と位置付けられている。

なお、愛玩動物看護師は、その知識や経験を活かして活躍しており、動物病院以外の様々な場でも社会に貢献している。

(2) 疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護

「疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話」とは、人医療の看護師が行う療養上の世話にあたるものと解される。治療方針に沿った、傷病動物の症状の観察、環境整備、食事の世話、清拭及び排泄の介助、飼養指導などは、愛玩動物看護師が自律的に判断し専門的な知識や技術をもって行う、愛玩動物看護師の本来の業務となる。

「その他の愛玩動物の看護」とは、人医療の保健師、助産師、管理栄養士、介護福祉士等が専門的に行う業務に相当するものと解される。愛玩動物の保健衛生指導、栄養管理・指導、介護及びその指導、分娩介助・新生子管理など幅広く、疾病予防や健康保持・増進等を目的とするものも広義での動物看護業務となる。

動物看護については、愛玩動物看護師の自律的な判断の下に行われる本来業務であることから、獣医師の指示を必要としない。ただし、療養上の世話については、治療の必要性が高い傷病動物に対して施されるものであり、獣医師による診療行為と不可分の関係であることに留意が必要である。

(3) 診療の補助

① 診療の補助

「診療の補助」は、愛玩動物に対する診療（獣医師法第 17 条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものとされている。

具体的には、経過観察の結果を獣医師に報告する比較的単純なものから、事前に取り決めたプロトコールに基づく、採血、輸液剤の注射、点滴、一部の医療機器の操作、傷病動物に対する処置などまでが愛玩動物看護師が担うことが可能となる。一方で、診断、治療方針の決定、処方、手術、予後判定等の高度な獣医学的判断及び技術が必要な行為については、愛玩動物看護師が実施できる診療の補助には該当せず、引き続き獣医師が実施しなければならない。

また、診療の補助として愛玩動物看護師が行うことのできる診療行為の範囲は、獣医師の具体的な指示内容の程度、当該愛玩動物看護師の持つ知識、経験、技術等によって決定される必要がある。

② 獣医師の指示

愛玩動物看護師が診療の補助を行う前提となる「獣医師の指示」は、具体的かつ個別に行われることが望ましい。獣医師の指示については、愛玩動物看護師法に方法の規定がないことから、書面による指示、口頭による指示とも可能となる。また、愛玩動物看護師法では獣医師の指示の程度も規定されていないので、一般的指示、包括的指示に基づく診療の補助であっても、当該診療行為の内容、愛玩動物の状態、愛玩動物看護師の能力等諸般の事情を斟酌しながら個別に判断することが重要となる。

救急救命業務として獣医師が予め定めた手順書に従い心肺蘇生措置を行う場合等については、愛玩動物看護師の業務に当然付随する行為である場合や獣医師から救急救命処置について指示を受けている場合など、予め主治医である獣医師と実施する診療行為について具体的に取決めておくことが重要である。

（４）愛玩動物看護師の資格と責務

診療の補助は、獣医師の判断により診療行為の一部を愛玩動物看護師に委ねるものであり、診療に関する最終的な責任は獣医師が負うべきものとなる。

一方、診療の補助であっても愛玩動物看護師の業務であることに変わりはなく、愛玩動物看護師が獣医師からの具体的指示に反する行為や求められる水準に満たない行為を行って愛玩動物の保健衛生や健康に被害が生じた場合には、愛玩動物看護師自らの責任が問われる可能性がある。また、愛玩動物看護師が獣医師の指示を正しく理解しなかったために誤った診療行為を施す結果となった場合にも愛玩動物看護師の責任が問われる可能性がある。

さらに、愛玩動物看護師は動物看護を実践する専門職として獣医療に関わっているため、獣医師の指示内容が不明確な場合や明らかな誤りがあると判断した場合には、獣医師に質問し、確認する義務がある。

（５）チーム獣医療環境の構築

愛玩動物やその飼養者に寄り添った獣医療の提供という指向の中で、獣医師よりも愛玩動物や飼養者に密に接する愛玩動物看護師の役割は大きなものになっている。

愛玩動物看護師の体制充実や、愛玩動物看護師の実習や研修の実施による技能向上、

獣医師と愛玩動物看護師との連携強化等、良質なチーム獣医療環境を整備することが必要となる。

3 良質なチーム獣医療提供体制の整備について

(1) 良質なチーム獣医療提供体制の整備

① チーム獣医療とは

愛玩動物におけるチーム獣医療は、獣医師、愛玩動物看護師等の獣医療従事者と愛玩動物の飼養者が、対等な立場で意見と情報を交換しながら、愛玩動物の治療及び疾病予防を連携して行う獣医療の形態である。

チーム獣医療の実施には、チームを構成するすべての人が何をすべきかを正確に理解し、正しく行動できることが重要であり、このためには、チーム内で意思の疎通と多様な立場からの調和を図り、愛玩動物に対して効果的かつ効率的な治療や予防を実現していくことが必要となる。

※チーム医療の定義（厚生労働省）

チーム医療とは、医療に従事する多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつも互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供すること。

② 良質なチーム獣医療提供体制の整備の必要性

獣医療の高度化・専門化への飼養者のニーズに応え、獣医療を適切に提供するためには、良質なチーム獣医療を提供できる体制整備が必要となる。

一方で、チーム獣医療はまだ多くの診療施設で十分に導入されていないのが現状であり、診療施設の経済的な理由や人材不足に加えて、獣医療職種間での十分な相互理解のための教育環境が整っていないことや、獣医師による愛玩動物看護師制度の理解の不足、リーダーシップを発揮できる獣医師が養成されていないこと等の理由で実践が難しくなっている場合も多い。

このため、愛玩動物看護師と獣医師とが対等な立場で活躍して高度に進歩・細分化した獣医療技術を効率よく適切に提供し、飼養者に寄り添った獣医療の質の向上を具体的に図っていく必要がある。また、チーム獣医療提供体制の充実を図る観点から、獣医師に対して愛玩動物看護師との連携に関する普及啓発を行う必要がある。

(2) チーム獣医療における各者の役割

① チーム獣医療における獣医師の役割

獣医師はチーム獣医療のリーダーであり、獣医師の指示に基づいて診療行為が施されることから、多職種連携の中心的役割を果たすことになる。このため、獣医師の専門性に関する認定取得等、専門化、高度化を進めることができる獣医療環境作りを推進していくことが重要である。

② チーム獣医療における愛玩動物看護師の役割

愛玩動物看護師は、診療の補助から療養上の世話、保健衛生指導や栄養管理・指導などの飼養支援まで幅広い業務を担うことから、チーム獣医療の実現において、獣医師と飼養者をつなぐ「要（かなめ）」としての役割が期待される。

診療の補助や看護業務は愛玩動物看護師が担うことが可能であり、療養上の世話をする上で必要な診療行為については、獣医師の指示の下、積極的に愛玩動物看護師に委ねていくこと（獣医師と愛玩動物看護師とのタスク・シフト）も重要な検討事項となる。

また、愛玩動物看護師の業務には、人医療における保健師、助産師、栄養管理士、介護福祉士等が担う分野に相当する内容も含まれることから、傷病動物に対する適切な療養上の世話等を行うためには、その他の獣医療スタッフとの十分な連携を確保する必要がある。このため、院内マニュアル等で診療現場での役割の共同化（愛玩動物看護師とその他の獣医療スタッフとのタスク・シェア）を予め定めておくとともに、動物看護記録の質を向上させ、専門的な判断に基づく動物看護実践の継続性や一貫性を確保していく必要がある。

③ チーム獣医療における飼養者の役割

チーム獣医療においては飼養者も重要な役割を果たす。愛玩動物の飼養者は、愛玩動物の健康管理、栄養管理など日頃の飼養管理を行っており、これらの適切な実施は愛玩動物の疾病予防及び健康保持・増進につながる。また、愛玩動物が傷病を負った場合には、退院後の健康観察や動物用医薬品等の使用、傷病手当、給餌の管理などは飼養者が適切に実施することになる。

このためには、愛玩動物看護師が中心となって、飼養者の治療内容や動物用医薬品等への理解の深化を図り、飼養者が「チーム獣医療の一員」として愛玩動物の治療や予防に積極的かつ適切に参加できるように支援していく必要がある。

(3) 飼養者との信頼関係構築の重要性について

① 愛玩動物や飼養者に寄り添った獣医療の提供

飼養者が安心してチーム獣医療に参加し、愛玩動物の治療や予防に重要な役割を果たしていくためには、飼養者の動物用医薬品等への理解増進と適正使用の推進、保健衛生指導の充実等を通じて、治療及び予防に必要な正しい情報を提供していくことが重要である。

愛玩動物看護師が、飼養者との関係性を意識した上で、愛玩動物の状況理解や治療方法の選択に際し、飼養者との適切なコミュニケーションを図りながら、獣医師と飼養者の間をつなぐことで、飼養者が安心して治療や飼養管理に参加できる獣医療を提供していくことが可能となる。また、このような取組は、獣医療の透明性及び信頼性を確保するとともに、その質と安全の向上にも寄与する。

また、愛玩動物看護師が愛玩動物や飼養者に寄り添った専門職としての役割を積極的に果たすことは、日頃からの飼養者との信頼関係の構築につながる。

② 必要な獣医療へのアクセスが困難な飼養者に対する獣医療サービス

愛玩動物の長寿化の影響等により、高齢又は身体機能の低下した愛玩動物を飼養する飼養者においては、終末期における緩和ケアに関する相談・支援、当該動物の状態に応じた栄養管理、介護支援等を必要とする場面が増加している。一方で、飼養者の高齢化の進行や飼養者のライフスタイルの多様化等に伴い、これらの支援を必要としながらも適切に受けることが困難な飼養者も存在しており、必要な獣医療へのアクセスが困難な飼養者に対する支援が課題となっている。

このような飼養者に対する獣医療サービスにおいて、愛玩動物看護師が果たすべき役割としては、日頃から飼養者のもとに出向く等して前述の支援を行うことや、愛玩動物の状態変化の早期発見を通じて、体調悪化時の受診等適切な対応につなげることがあげられる。

必要な獣医療へのアクセスが困難な飼養者に寄り添った獣医療サービスは、飼養者のQOL（Quality of Life）の維持向上にも重要である。また、各地の地域社会活動と連携した包括的な獣医療サービスを展開していくことは、社会貢献の面からも意義があり、獣医師のみならず愛玩動物看護師の認知の向上、専門職としての評価につながり、ひいてはその社会的地位の向上を実現するものである。

（4）愛玩動物看護師の生涯教育について

① 免許取得後の研修の必要性

獣医療サービスに対する飼養者等のニーズに対応し、また、獣医療技術を効率よく適切に提供していくため、愛玩動物看護師は、国家資格を有する専門職として、免許取得後も診療現場や教育訓練機関等における訓練や研修を通じて、業務に必要な技能を向上させ、知識を深め、資質の向上に努めていく必要がある。

愛玩動物看護師を対象とした生涯教育については、愛玩動物看護師の関連団体等でe-ラーニング研修、セミナー、学術研究会等が実施されているが、愛玩動物看護師を生涯の職業としていくためには、判断力や責任感、コミュニケーション能力などの職業能力の向上とともに、ライフイベントに対応できるキャリア形成支援や離職後の再就職等の支援が重要となる。また、現在各団体等において実施している生涯教育のみでは、実際の診療現場での技術向上の手段が限られる。このため、獣医師の臨床研修を実施する診療施設における愛玩動物看護師研修なども含め、愛玩動物看護師の体系的な生涯教育を推進する仕組み作りについて、愛玩動物看護師の活動状況を検証しながら検討していく必要がある。

② 愛玩動物看護師の専門認定

愛玩動物分野で獣医師による、より専門的で高度な獣医療が提供されていく中で、愛玩動物看護師においては、獣医師の行う獣医療レベルに沿った技能の修得が必要となる。また、専門職としての成長過程を明確にする習熟度の評価指標の開発、特定分野における深い知識や経験を持つ専門性の高い愛玩動物看護師の養成、愛玩動物看護師の専門認定制度の構築等について、チーム獣医療に対する飼養者ニーズに適切に対応し

ていくためにも計画的に検討していくことが重要となる。

愛玩動物看護師の専門認定については、人医療での看護師の資格認定制度も参考に、診療に関する技能に限らず、動物看護の実践や地域社会活動における動物看護の技能も対象とすることや、専門認定により愛玩動物看護師の処遇の改善に資する仕組みとしていくことなどについて、まずは愛玩動物看護師の関連団体等が検討を進めていくことが重要となる。

（おわりに）

愛玩動物の適正飼養等に関する国民の関心や、人医療に近い技術レベルでの獣医療を求める飼養者の意識が大きく変化する中で、愛玩動物看護師が活躍する良質なチーム獣医療へのニーズは大きくなっている。

このことは獣医師側からの獣医療提供体制の整備の面からも重要な課題のひとつと考えられ、愛玩動物看護師には資質及び専門性の向上の努力を継続し、愛玩動物の飼養者に対して動物看護を実践する専門職としての役割をより積極的に果たしていくことが期待されている。

本合同会合では、愛玩動物の飼養者に寄り添った獣医療の提供を実現するために望ましい愛玩動物看護師のあり方や、愛玩動物看護師の自律性と高いモチベーションを実現するための手段、体系的な生涯教育の実施、愛玩動物看護師の処遇改善に資する社会的地位の向上の実現に向けた課題等について、愛玩動物看護師の活動状況等も検証しながら、議論を継続することとしている。

愛玩動物看護師の業務（イメージ）

獣医療

診療

- 高度な獣医学的判断及び技術が必要な診療
病気の診断、エックス線検査、手術 等

診療の補助

獣医師・愛玩動物看護師のみ実施可能

- 衛生上の危害を生ずるおそれが少ない診療
(獣医師の指示の下)
マイクロチップ挿入、採血、経口投薬 等

動物看護

- 疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話
療養上の世話（治療方針に沿った）

- その他の愛玩動物の看護
健康保持・増進、疾病予防、苦痛緩和 等

動物愛護

適正飼養等

- 飼養者等への愛護・適正飼養に係る支援
愛玩動物専門職としての適正飼養指導 等

その他

- 動物病院の業務環境の整備、診療受付 等

愛玩動物看護師の業務

【診療の補助】

診療行為

- 獣医師の獣医学的判断をもってするのでなければ飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為
- 業として行えるのは獣医師のみ（獣医師の独占業務）

獣医師法（昭和24年法律第186号）

第17条 獣医師でなければ、飼育動物の診療を業務としてはならない。

第20条 獣医師は、飼育動物の診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育に係る衛生管理の方法その他飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

【診療の内容などから獣医師が判断】

- * 獣医師が常に自ら行わなければならない絶対的獣医療行為に該当するか否か
- * 獣医師が常に自ら行わなければならないほど危険な行為であるか否か

【愛玩動物看護師の教育内容や技能レベルなどから獣医師が判断】

- * 愛玩動物看護師が一般的に行うことが可能な行為か否か
- * 特定の愛玩動物看護師が行うことが可能な行為か否か

診療の補助

- 愛玩動物看護師の業務として獣医師の指示のもとに行う診療行為
- 獣医師を除けば愛玩動物看護師のみ実施可能（愛玩動物看護師の独占業務）
- 愛玩動物看護師が行うことが可能な行為は、診療の補助として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）

第2条第2項 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第十七条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

第40条第1項 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

* 獣医師法での獣医師の義務

- ・ 臨床研修（法第16条の2、努力義務）
- ・ 診断書の交付等（法第18条）
- ・ 診療及び診断書等の交付の義務（法第19条）
- ・ 保健衛生の指導の義務（法第20条）
- ・ 診療簿及び検案簿への記録の義務（法第21条）

【愛玩動物の看護】

動物看護

- 愛玩動物看護師の技術的能力及び専門的な知識経験をもって行う行為
- 愛玩動物看護師の独占業務ではない

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）

第2条第2項 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助（愛玩動物に対する診療（獣医師法第十七条に規定する診療をいう。）の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。）及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

第40条第1項 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

【愛玩動物看護師の判断】

- * 愛玩動物看護師が行うことができる行為なのか否か
- * 愛玩動物看護師が常に自ら行わなければならない専門的看護行為であるか否か

【愛玩動物看護師以外の獣医療スタッフとの業務の共有】

- * 愛玩動物看護師以外の獣医療スタッフが一般的に行える行為か否か
- * 特定のスタッフが行うことが可能な行為とするか否か

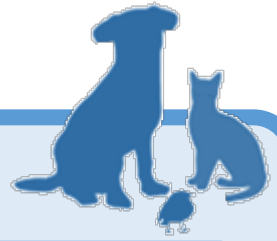
愛玩動物看護師以外の専門職との業務の共有

- 愛玩動物看護師以外の獣医療スタッフが看護業務を可能とする根拠が必要
- 愛玩動物看護師以外の獣医療スタッフと共有できる業務
 - ・ 動物看護の補助
飼養支援、健康チェック、栄養管理、保健衛生や飼養環境整備への助言など
 - ・ 動物病院内環境の整備、診療受付等の資格を必要としない業務

→ 動物病院業務のマニュアル化、治療計画・看護計画の作成

- * 愛玩動物看護師の努力義務
 - ・ 獣医師との連携（法第41条）

良質なチーム獣医療のイメージ



チーム獣医療

獣医師

- 高度な獣医学的判断及び技術が必要な診療
病気の診断、治療方針の決定、処方、手術、
予後判断 等
- 専門性の高い診療 良質なチーム獣医療に必要
高度先進獣医療、包括的獣医療 等

愛玩動物看護師

- 診療の補助 獣医師とのタスク・シフト
獣医師の指示下での検査、採材、問診、投薬 等
- 動物看護
治療方針に沿った療養上の世話
人医療の保健師、助産師、管理栄養士、介護福祉士などの業務
保健衛生指導、栄養管理、介護、分娩介助・
新生子管理 等 他職種とのタスク・シェア

飼養者

- 飼養者の役割 チーム獣医療の一員として参加
日頃の健康管理、獣医療への理解 等

飼養者に寄り添ったチーム獣医療提供体制（イメージ）

【愛玩動物看護師の技能と動物看護の専門職としての知識を活用した獣医療サービス】

